児童手当法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第百六十三号**

児童手当法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する同法第十九条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童手当法施行令（昭和四十六年政令第二百八十一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項を次のように改める。

（法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する法第十九条第三項の政令で定める割合）

2　法附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する法第十九条第三項の政令で定める割合は、五億五千九百六十九万三千六百五十九分の二億五千九百七十七万千九百十五とする。

附則第三項を削る。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の附則第二項の規定は、令和七年四月一日から適用する。

内閣総理大臣　石破　茂

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第百六十四号**

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一号中「三百四十七万円」を「三百五十八万円」に、「五百二十二万円」を「五百三十七万円」に改め、同条第二号中「百七十四万円」を「百七十九万円」に改め、同条第六号中「十万五千円」を「十一万円」に改め、同条第八号ただし書中「二百五十九万二千円」を「二百七十三万六千円」に改め、同号ロからニまでの規定中「十万八千円」を「十一万四千円」に改め、同条第十一号ロ中「四十二万円」を「四十三万円」に改める。

第三十一条の五第一号中「三百四十七万円」を「三百五十八万円」に、「五百二十二万円」を「五百三十七万円」に改め、同条第二号中「百七十四万円」を「百七十九万円」に改め、同条第六号中「十万五千円」を「十一万円」に改め、同条第八号ただし書中「二百五十九万二千円」を「二百七十三万六千円」に改め、同号ロからニまでの規定中「十万八千円」を「十一万四千円」に改め、同条第十一号ロ中「四十二万円」を「四十三万円」に改める。

第三十六条第一号中「三百四十七万円」を「三百五十八万円」に、「五百二十二万円」を「五百三十七万円」に改め、同条第二号中「百七十四万円」を「百七十九万円」に改め、同条第六号中「十万五千円」を「十一万円」に改め、同条第八号ロ及びハ中「十万八千円」を「十一万四千円」に改め、同条第十一号ロ中「四十二万円」を「四十三万円」に改め、同条第十二号中「三十二万円」を「三十三万円」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行し、この政令による改正後の第七条、第三十一条の五及び第三十六条の規定は、令和七年四月一日から適用する。

内閣総理大臣　石破　茂

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第百六十五号**

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号）の一部を次のように改正する。

第一条の六中「百分の六・〇〇」を「百分の六・〇一」に改める。

第一条の七中「百分の十一・一〇」を「百分の十四・〇一」に改める。

**附　則**

この政令は、公布の日から施行し、令和七年四月一日から適用する。

厚生労働大臣　福岡　資麿

内閣総理大臣　石破　茂

令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年四月一日

内閣総理大臣　石破　茂

**政令第百六十六号**

令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金及び前期高齢者納付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令

内閣は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十四条第二項第二号及び第七項並びに第三十八条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（調整対象給付費見込額に係る率）

**第一条**　令和七年度における高齢者の医療の確保に関する法律（以下「法」という。）第三十四条第二項第二号の政令で定める率は、百分の百五十七とする。